

大洋航空株式会社所属
パイパー式PA-28-140型JA3608
に関する航空事故報告書

昭和55年4月23日
航空事故調査委員会議決（空委第20号）

委 員 長	八 田 桂 三
委 員	榎 本 善 臣
委 員	諭 訪 勝 義
委 員	小 一 原 正
委 員	幸 尾 治 朗

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

大洋航空株式会社所属パイパー式PA-28-140型JA3608は、昭和54年12月16日10時05分ごろ、離着陸訓練のため、操縦練習生1名がとう乗して、竜ヶ崎飛行場（茨城県竜ヶ崎市半田町3177）の滑走路に着陸の際、バウンドし、ポーポイズ状態となつて中破した。

本事故による火災は発生せず、人員の死傷はなかった。

1.2 航空事故調査の概要

昭和54年12月17日 現場調査
昭和54年12月20日 機長からの口述聴取
昭和55年3月13日 機体損傷部分の分解調査

1.3 原因関係者からの意見聴取

昭和55年4月15日 意見聴取

278001

2 認定した事実

2.1 飛行の経過

J A 3 6 0 8は、昭和54年12月16日、操縦訓練のため、操縦練習生1名と操縦教員が乗組んで調布飛行場を09時00分ごろ離陸し、竜ヶ崎飛行場において、連続離着陸訓練を5回行った後、同飛行場に09時35分ごろ着陸した。

その後、操縦練習生は、操縦教員から約15分間のブリーフィングを受け、単独飛行による離着陸訓練を許可された。

操縦練習生（以下「機長」という。）は、09時57分ごろ、滑走路26から離陸した。

操縦教員は、滑走路中央の西側誘導路入口付近で飛行監視のため待機していた。

同機は、離陸後北側場周経路上のダウンウインドレグを高度800フィートで飛行し、ベースレグを経て滑走路26のファイナルコースに入った後、プロペラ回転速度を約1,600 rpmに絞り、フルフラップ40度下げとし、速度約80マイル／時を保持しながら進入した。

滑走路末端上高度約20フィートにおいてエンジンスロットルをアイドルとした後、徐々に返し操作を行い、滑走路末端から150～160メートルの地点に僅かに機首下げの姿勢で接地してバウンドし、再び前車輪から接地し、3回バウンドした後、約65メートル地上滑走し、滑走路中心線より右側（約2.5メートル）に機首をやや右に偏向して停止した。

その後、操縦教員が同乗し、機長と交替して同機を誘導路まで移動し、エンジンを停止した。

停止後、機体点検の際、同機の前脚の変形とプロペラブレードの路面との接触による損傷が発見された。

2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

死傷	とう乗者		その他
	乗組員	その他	
死亡	0	—	0
重傷	0	—	0
軽傷	0	—	0
なし	1	—	

278002

2.3 航空機の損壊の程度

中 破

2.4 航空機以外の物件の損壊に関する情報

な し

2.5 乗組員に関する情報

機長 昭和 13 年 3 月 17 日生

航空機操縦練習許可書 東第 952 号

有効期間 昭和 54 年 9 月 25 日から昭和 55 年 9 月 24 日まで

総飛行時間 20 時間 18 分

最近 30 日間の飛行時間 14 時間 53 分

最近 7 日間の飛行時間 4 時間 23 分

機長飛行時間 15 分

操縦教員 昭和 30 年 11 月 20 日生

事業用操縦士技能証明書 第 5994 号

昭和 50 年 9 月 17 日取得

限定事項 陸上単発

操縦教育証明 第 881 号

昭和 52 年 5 月 7 日取得

第 1 種航空身体検査証明書 第 11651626 号

有効期限 昭和 55 年 5 月 28 日

総飛行時間 2,151 時間 01 分

機長飛行時間 2,118 時間 29 分

2.6 航空機に関する情報

型式 バイバー式 PA-28-140 型

製造年月日 昭和 46 年 2 月 16 日

製造番号 28-7125193

耐空証明書番号 第東 54-349 号

有効期間 昭和 54 年 10 月 15 日から昭和 55 年 10 月 14 日まで

278003

総飛行時間 6,421 時間 4 分

事故当時の重量は 1,731 ポンド、重心位置は 86.20 インチで、いずれも許容範囲（重量 2,150 ポンド、重心位置は 1,731 ポンドにおいて 84.0 ~ 95.9 インチ）内であった。

2.7 気象に関する情報

竜ヶ崎飛行場における事故当時の気象は、操縦教員及び機長の口述によれば、天候晴、風向 約 270 度、風速 4 ~ 5 ノット、視程 10 キロメートル以上であった。

2.8 航空機及びその部品の損壊に関する情報

ノーズギヤホークアセンブリ 変形（アクスルボルトの変形を含む）

ノーズギヤストラットマウント 溶接部亀裂

プロペラブレード両先端部 18 センチメートル 前方に湾曲

25 センチメートル 後方に湾曲

3 事実を認定した理由

3.1 解析

- 3.1.1 JA3608 は、有効な耐空証明を有し、機体の調査及び機長の口述から、事故発生時まで異常がなかったものと認められる。
- 3.1.2 事故当時の気象状況は、事故の発生に直接関連はなかったものと認められる。
- 3.1.3 同機が最初の接地の際バウンドしたのは、通常よりやや速い速度で着陸進入の際、機長の返し操作のタイミングが遅れ、僅かに機首下げ姿勢で接地したことによるものと推定される。
- 3.1.4 機長は、最初のバウンド後、着陸修正のためプロペラ回転速度を約 2,000 rpm まで増加したと口述しているが、これに対応するその後の操作に適切を欠いたため、ボーボイズ状態に陥ったものと推定される。

278004

4 結 論

- (1) 機長は、適法な操縦練習許可書を有し、操縦教員は、適法な資格を有し、所定の航空身体検査に合格していた。
- (2) JA3608は、有効な耐空証明を有し、事故発生まで異常がなかったものと認められる。
- (3) 事故当時の気象状況は、事故の発生に直接関連はなかったものと認められる。
- (4) 同機は、通常よりやや速い速度で着陸の際、機長の返し操作のタイミングが遅れて接地したため、バウンドしたものと推定される。
- (5) 同機は、バウンド後、機長の修正操作に適切を欠いたため、ポーポイズ状態に陥ったものと推定される。

原 因

本事故は、機長が、着陸時においてバウンド後の修正操作に適切を欠いたため、ポーポイズ状態に陥ったことによるものと推定される。

278005